

技術者の資格区分

技術者の 名称	資 格 区 分
主任技師	<p>次の各号のいずれかに該当するもので、森林管理業務について専門的な知識、経験及び技術を有すると認められる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林業作業士等で、林業部門の職務に従事した期間が12年以上ある者 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって卒業後林業部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 3 短期大学卒もしくは学校教育法による高等専門学校において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後林業部門の職務に従事した期間が17年以上ある者 4 学校教育法による高等学校を卒業した者、もしくはこれと同等以上の資格を有する者のうち林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後林業部門の職務に従事した期間が20年以上ある者 5 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、林業部門の職務に従事した期間が4年以上ある者 6 林業部門の職務に従事した期間が23年以上ある者 7 上記の者と同等以上の専門的な知識、経験及び技術を有すると認められる者
技術員	<p>林業部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同等以上の経験及び技能を有すると認められる者</p>